

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めること。
(第二十条及び第二十一条関係)
- 第二 総合政策局にバリアフリー政策課を置くこと。
(第三十六条及び第四十条関係)
- 第三 総合政策局総務課の所掌事務を変更すること。
(第三十七条関係)
- 第四 航空局に近畿圏・中部圏空港課を置くこと。
(第一百六十四条及び第一百七十二条関係)
- 第五 航空局航空ネットワーク企画課の所掌事務を変更すること。
(第一百六十六条関係)
- 第六 北海道局総務課の所掌事務を変更すること。
(第一百八十三条関係)
- 第七 北海道局に置かれる参事官の職務を変更すること。
(第一百八十九条関係)
- 第八 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 第九 この政令は、令和三年四月一日から施行すること。
(附則関係)